

【地域外からの労働者確保対策に要する間接費実績変更】に関するQ&A

令和3年7月21日

1.全体事項	
1-1	「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」の対象となる労働者とは？
1-2	対象労働者には、地域外からの労働者以外に近隣在住者も実績変更の対象となるか。
1-3	各種証明書類（領収書等）について、原本の提出が必要か。
1-4	下請負業者が、労働者を確保するために宿泊費や交通費等を労働者に支払った場合、対象となるか。
1-5	特記仕様書に「受注者は工事着手日までに実施計画書（様式1）を作成し発注者へ協議する」とあるが、その時点では見込みとなるため、実績報告額と比べて精度の悪い数値となるが良いか。
1-6	工事着手前には労働者が確保できる見込みで協議を行わなかったが、施工途中で想定していなかった事情により当初見込みの労働者が確保できなくなった場合は、変更協議の対象となるか。

【地域外からの労働者確保対策に要する間接費実績変更】に関するQA

令和3年7月21日

2. 借上費	
2-1	借上費には、アパート等の敷金、礼金も対象となるか。
	対象となる。但し、敷金については退去時に返金された場合、最終的に支払った額を対象とする。
2-2	労働者宿舎をリースした場合、現場までの運搬費は対象となるか。
2-3	労働者宿舎として建物を借り上げたが、電気設備や排水設備、空調設備、建物の老朽化等により現状では使用できなかったため改修した。建物の改修工事費を借上費としてよいか。
2-4	下請業者が労働者宿舎として建物を借り上げた場合の借上費は対象となるか。
	元請業者が直接建物の借上契約をしていなくても、下請業者が当該工事に必要な宿舎として借り上げたもので、書類等により確認できる場合は対象とする。
2-5	貸しビル、マンション、民家等を借り上げた場合の電気・水道・ガス・駐車場代は対象となるか。
2-6	貸しビル、マンション、民家等を借り上げた場合の仲介料、敷金、礼金、保険料等は借上費の対象となるか。
3.宿泊費	
3-1	一軒家の購入費用は対象となるのか。
	対象としているのは、営繕費の労働者宿舎の営繕（設置・撤去・維持・修繕）に要する費用のうち借上費及び宿泊費であるため、購入費は対象とならない。
3-2	受注者あるいは下請業者が仮設宿舎を建設した場合は実績変更の対象となるのか。
3-3	アパート等で使用する水道・電気・ガス・駐車場代は対象となるのか？
	対象としているのは、土地・建物の借上げに要する費用であるため、駐車場代は土地の借上げ費として対象となる。使用する電力、用水、ガス等の費用（基本料金を含む）は、現場管理費の動力・用水光熱費に含まれており、対象としとしている間接費以外となるため、対象とならない。

【地域外からの労働者確保対策に要する間接費実績変更】に関するQA

令和3年7月21日

3-4	貸しビル、マンション、民家等で使用する電化製品のリース代又は買取り費用、生活必需品の費用、通信費は対象となるか。例えば、洗濯機、テレビ、炊飯器、オーブンレンジ、電気ポット、掃除機、シンク、食器、照明器具、調理器具、ガス台、カーテン、物干竿、洗剤、トイレットペーパー、石鹼、電話、FAX通話料等。	これらは通常、賃金で賄うことから、対象とならない。
3-5	宿舎施設に朝食・夕食付で宿泊した場合、支払代金に食事代が含まれているが、どのように取り扱うか。	通常の食事代については、賃金で賄うことから、対象とならないため、宿泊料金と食事代を分けた領収書（それが困難な場合は、控除すべき食事代が分かる資料）を宿泊施設から発行してもらい、金額を確認する。
3-6	宿泊費の人数等の確認はどのようにするのか。また、労働者が対象工事に従事していたかどうかの確認はどのようにするのか。	受注者から提出される確認書類（宿泊等に伴う全額収書、賃金台帳、作業日報、出勤簿、工事別・労働者別の金額計算書等）により人数及び対象工事に従事していたかどうかを確認する。 確認書類により対象工事への従事が確認できなかった場合は、実績変更の対象とならない。
3-7	宿泊費には上限はあるのか。	宿泊費の上限額は税込9,800円/1泊とする。 ※「岐阜県職員等旅費条例（令和元年12月14日施行）」より、宿泊料を準用する。
3-8	休日（土日祝日）の宿泊費は対象となるか。	当該工事に従事する労働者の労働時間に対して、宿泊することが妥当であると客観的に判断できる場合、対象となる。受注者から提出される妥当性を証明する資料（労働者の所在地が分かる資料、作業日報、出勤簿等）により確認し個別に判断する。
3-9	受注者が購入又は用意した一軒家等に労働者を宿泊させた場合、受注者から労働者に賃貸という形とし、家賃を徴収した。この家賃分は宿泊費となるか。	労働者宿舎に係る土地・建物の借り上げに要する費用のうち借上費及び宿泊費であるため、労働者から受注者への家賃は対象とならない。
3-10	受注者（建設会社 A）の労働者が、別の会社（建設会社 B）が一軒家等を購入又は借り上げて用意した労働者宿舎に宿泊し、建設会社 A が建設会社 B に宿泊費を支払った場合、その宿泊費は対象となるか。	以下の全てに該当する場合は対象となる。 ①建設会社 B が旅館業の許可を受けている。 ②建設会社 B の労働者宿舎が、旅館、ホテル等としての営業許可を受けている。 ※該当しなければ、宿泊料を受けて人を宿泊させることは出来ないため。
3-11	複数の工事に従事する労働者の宿泊施設の契約をまとめて会社で行ったため、領収書が合計金額で発行され、対象工事、対象労働者分としての領収書は発行されない。この場合、確認書類はどのように取り扱うか。	当該工事に従事した労働者が宿泊したことを証明できる書類（合計金額の領収書、工事別・労働者別の金額計算書、出勤簿、賃金台帳等）で確認する。

【地域外からの労働者確保対策に要する間接費実績変更】に関するQA

令和3年7月21日

4.労働者送迎費		
4-1	労働者を宿泊地等から現場まで送迎するために車を購入した場合、労働者送迎費の対象となるか。また自動車税や保険料は対象となるか。	労働者の送迎に要した費用が対象であり、自動車購入費、自動車税や保険料は対象とならない。
4-2	労働者を宿泊地等から現場まで送迎するために準備したレンタカーの代金は労働者送迎費の対象となるか。	対象となる。
4-3	労働者送迎費の確認方法については、どのようにするのか。	日時、発着場所、燃料消費量、使用者、同乗者等が記載された運転日報（集計表）等と領収書で確認する。
4-4	労働者送迎費には、高速料金も請求できるのか。	高速道路（有料道路）を利用する場合、会社と勤務場所との時間距離を調整することによる妥当性が確認できるものについては、その料金を変更設計の対象とする。
4-5	通勤に要する高速道路料金、燃料費、車両損料は、賃金以外の食事、通勤等に要する費用の対象となるか。	賃金以外に要した経費のみ、食事、通勤等に要する費用の対象となるが、通勤手当等として賃金で支払っている場合は対象とならない。
4-6	労働者が自家用車で自宅から現場に通勤した場合、運転手賃金、車両損料、燃料費等は労働者送迎費の対象となるか。	通勤手当として支払われているものは対象とならない。ただし、通勤手当とは別に会社から実費費用に応じて支給されている場合は対象となる。労働者送迎費は、マイクロバス等を準備し、労働者を宿泊地等から現場まで送迎した場合の運転手賃金、車両損料、燃料費等が対象となる。
5.募集・解散費		
5-1	募集する際、ハローワークや新聞に掲載する広告等は対象となるか。	対象となる。
5-2	赴任手当帰省旅費については、旅行先の分かる領収書での確認となるのか。	赴任手当帰省旅費については、旅行先（発着地）の分かる領収書での確認する。また、マイクロバス等で帰省した場合は、運転手賃金、車両損料、燃料費等で算出したもので確認する。

【地域外からの労働者確保対策に要する間接費実績変更】に関するQA

令和3年7月21日

5-3	帰省旅費については、請求できる頻度の規定はあるか。	頻度の規定をしていないため、受注者が帰省費用を支払っているのであれば対象となる。ただし、社会通念上の範囲を逸脱している等の疑義が生じるものについては受発注者協議により決定すること。
6.賃金以外の食事・通勤等に要する費用		
6-1	早出、残業時の食事費については、全て対象になるのか。	早出、残業時の食事費については、所定労働時間を超えて作業を実施する場合で、割増賃金が計上されているものが対象となる。また、割増賃金が計上されない場合でも、受発注者間の協議において、所定労働時間外の作業が認められた場合も対象となるため、事前に受発注者協議すること。 早出、残業の実績確認は、会社から残業手当が支払われていることが確認できる書類により行い、計上額については、会社が食事に要する費用として支出していることが確認できる書類が必要である。